

奈良県たばこ対策推進委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十一号

奈良県たばこ対策推進委員会規則の一部を改正する規則

奈良県たばこ対策推進委員会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「未成年者」を「二十歳未満の者」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。